

人権問題啓発資料見本原稿

人権問題啓発資料見本作成上の留意点

- 原稿は、表紙を含めて2枚です。（カラーA4 縦 片面）
- レイアウトやデザインは原稿どおりでなくても構いません。既存のものにとらわれず作成をお願いします。
- 使用するデザイン（イラストや写真、キャッチコピー等）は刺激的、奇抜なものは控え、ポスターと統一したものとしてください。
- この見本原稿と最終原稿は異なる場合があります。
- 全体の構成は下記の予定です。

ページ数	内 容
表紙（P1）	・イラスト等
P2～3	・目次、はじめに
P4	・SDGsと人権
P5～14	・さまざまな人権問題 （女性、子ども、高齢者など各人権課題に半ページから1ページ使用）
P15	・鹿児島市での啓発活動の状況
P16	・人権の花運動
P17	・人権侵犯事件の事例
P18	・あらゆる場における人権教育・啓発
P19	・相談窓口の案内
裏表紙（P12）	・人権に関する児童・生徒の作品

- ・ 親しみやすく、手に取りたくなるような、訴求力のあるデザインや資料の名称（キャッチコピー等）
（刺激的、奇抜なものは控える）

必須の文言

「人権問題啓発資料」

「鹿児島市・鹿児島市教育委員会」

さまざまな人権問題（P5～14）のうち次の人権課題

- ・ 障害のある人の人権問題について

障害のある人

障害の発生原因や症状への理解不足からくる偏見や差別意識、物理的・制度的バリアフリーの未整備などから、障害のある人々が不利益を被ったり、自立や社会参加を妨げられたりする問題が生じています。共に社会の一員として自立した生活を送ることができる社会を目指して、お互いの人格と個性を尊重し、支え合っていくことが大切です。

○障害への理解不足

障害の発生原因や症状への理解不足が障害者への偏見や差別意識につながっています。

○バリアフリーの未整備

施設などのハード面等のバリアフリーの整備だけでなく、私たちの意識の中にある偏見等に対する心のバリアフリーも必要です。

○職場での不利な扱い

障害者が就職や職場で不利な扱いを受けることがあります。障害者が能力を生かすためには周囲の理解と配慮が必要です。

企業は障害者の高揚に積極的に取り組みましょう。

外見からは分かりづらい障害もあります！

※聴覚障害、内部障害（心臓、呼吸器など）、発達障害や高次脳機能障害など

平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、行政機関等や事業者において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮をはじめとする、障害を理由とする差別の解消に向けた取組が行われています。

※過去の啓発資料

○鹿児島市のHPに令和2年度作成の啓発資料を掲載しています

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/jinken/jinkenmondaikeihatusiryou.html>